

米子市特定間伐等促進計画

平成25年10月

特定間伐等促進計画

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた鳥取県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、基本方針では、特定間伐等の実施の促進の目標として、36,800 h a（年平均 4,600 h a）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8年間で 70.48 h a（年平均 8.81 h a）の間伐を行うことを米子市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

鳥取県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずるべき区域の基準に従い、米子市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

4 森林経営計画に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること

林業普及指導員と連携し、地区座談会などを通して森林経営計画制度の周知や、森林所有者と事業主体等との森林経営委託の推進を図り、森林経営計画の策定に向けた基盤づくりに努めるとともに、施業の実施に当たっては、施業の団地化による集約的施業など事業主体による提案型施業の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること

森林整備地域活動支援交付金事業など各種事業に取組み、事業を通して得られた情報の提供など森林施業の共同化や経営計画の作成に向けた合意形成に資する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること

機械化による森林施業の効率化・省力化及び間伐材等の搬出・運材など林業の生産基盤としての路網の整備は重必要不可欠であり、関係者一体となってその整備に取り組む。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着に関すること

プロセッサによる集造材、フォワーダによる運材など高性能林業機械の活用による効率的作業システムの構築に取り組むとともに、研修会等を通じて作業システムの普及と定着を図る。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること

路網の整備と併せて施業地の団地化による施業の効率化・集約化に取組み、造林・保育コストの低減化を推進する。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること

素材生産業者、木材加工業者等林業関係者・団体で構成する日野川流域活性化センター等の場を利用し、間伐材の供給、利用に係る合意形成の構築に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築に関すること

日野川流域活性化センター等の場を利用し、木材の安定供給体制の構築に向けた関係者間の合意形成と協定締結の推進に取組み。また、併せて既存の協定の期間延長や供給量の増加に向けた見直しに取組み。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関すること

林業担い手財団等関係団体と連携し、新規林業労働者の確保及び育成に取り組むとともに、研修制度の積極的な参加を呼びかけるなど人材の確保・資質の向上に取り組む。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること

林業普及指導員と連携し、林業事業体に対する経営手法や必要な技術の普及指導に取組み。